



令和5年度 公益活動事業補助金交付申請書

2023年5月12日

北広島市長 様

(申請者)

団体名

特定非営利活動法人ゆとりの

代表者の役職名・名前 理事長 開発 好博

北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第2条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

記

1 事業の名称 子どもの居場所づくり イチゴ教室の展開

2 希望するコース(どちらかを選択し、□にチェック(✓)をしてください。)

テーマ設定型事業コース(3分の2助成、上限40万円、千円未満切捨)

自由提案型事業コース(2分の1助成、上限20万円、千円未満切捨)

3 申請事業費の総額・補助金申請額

○申請事業費の総額 480,000 円      ○補助金申請額 320,000 円

4 申請事業の内容

事業計画書(第2号様式)の通り

添付書類

- 1 事業計画書(第2号様式)
- 2 事業収支予算書(第3号様式)
- 3 補助金等交付申請額算出調書(第3号様式の2)
- 4 経費の配分調書(第3号様式の3)
- 5 資金収支計画書(第3号様式の4)
- 6 団体の概要書(第4号様式)
- 7 団体の定款、規約、会則等(法人にあっては財務諸表)
- 8 役員及び会員名簿(第5号様式)
- 9 前年度の活動報告書及び収支決算書
- 10 日頃の活動内容がわかるもの(会報、新聞切抜、活動の写真等)

## 補助申請事業計画書

テーマ設定型事業コース

自由提案型事業コース

・どちらかを選択し、□にチェック（✓）をしてください。

### 1 事業の名称

子どもの居場所づくりイチゴ教室の展開

### 2 事業分野

子どもの健全育成

### 3 事業概要

今子どもたちは、家庭、学校で過ごし、そのあとは、家庭の都合で月曜から土曜日を学童保育で過ごすか塾かお稽古事に通うかで過ごしている。しかし一方で息苦しさを覚える子どもも少なくない。

そこで、子どもにとっての第3あるいは第4の居場所を提供することで、孤立予防に寄与したい。また、そこでは主体的に協同して有意義な居場所づくり、活動づくりを試行することで、子供の健全育成に寄与したい。

なお、このイチゴ教室の取り組みは、北広島市及び北広島市教育委員会の後援の下で2022年8月から始まり、現在に至っており、地域に認知されつつある。

### 4 事業の実施方法

・対象は幼児（保護者同伴）小学生から高校生ままで、会場に来ることができる者

・毎週水曜日 14:30～17:30を基本とする。

会場は、NPO法人ゆとりの（北広島市大曲緑ヶ丘5丁目12-1 とその周辺の雑種林、畑など。

・主なプログラム 参加者はまず始めに、宿題や自主学習を行う。そのあと、参加者で相談して自主活動を行う。内容は、複数で行うボードゲームやサッカーやバドミントンなど。また、新聞づくりや小物づくりなど希望を大事にしながら一緒に取り組む。最後は振り返りなどをして終える。

・集団になじまない子どもは、しばらくの間は、読書部屋や遊びの部屋などで、少人数で過ごす。その他は、「みんなでする」を優先し、コミュニケーションを大事にする。

・また、教員資格のあるものや大学生ボランティアなどで若干の学習相談、支援も行う。

加えて理事長の中高大学での指導経験、新聞社勤務での経験や支援スタッフの持つ小中高の教員免許や特別支援教育の経験を活かしていきたい。

### 5 過去に当該補助金の交付を受けて行った事業

※過去に当該補助金を受けたことがある団体のみ記入してください。

実施年度	コース名・事業名	事業概要とその効果

## 事業収支予算書

## 1 収入の部

(単位:円)

科 目	積算内容	金額
市補助金		320,000
自己資金		160,000
収入合計		480,000

## 2 支出の部

(単位:円)

科 目	積算内容	金額
報償金	講習会講師謝礼 3,000円×12名=36,000円	36,000
消耗品費	資料用紙 5,000円 プリンターインク代 15,000円 文具等消耗品 10,000円 工作資材等 52,000円	82,000
印刷製本費	募集チラシ、活動広報紙代等の印刷 6,000円×5回=30,000円	30,000
通信運搬費	案内状等郵便代 3,600円	3,600
備品購入費	プリンター購入代 50,000円	50,000
保険料	ボランティア保険料 28円×20人×40回=22,400円	22,400
使用料及び賃借料	4h×1,500円/日×40回 =240,000円 厨房使用料 4h×1000円×4回	256,000
支出合計		480,000

## ※記入例

・積算内容には次のように記載してください。

(収入) 入場料などの受益者負担がある場合 ○○入場料 1,000円×50名=50,000円

(支出) 講師謝礼金 ○○セミナー講師 20,000円×2名=40,000円

・科目には次のように記載してください。

(収入) 市補助金、事業収入、会費、寄付金など

(支出) 賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費など

※人件費、飲食費、交際費、慶弔費、親睦会費などは補助対象外となります。

また、テーマ設定型事業に限り、事業実施に必要な備品購入費も補助対象となります。(補助上限5万円)

## 補助金等交付申請額算出調書

(単位: 円)

区 分	補助事業等に要する経費		補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入	差引所要額 (A-B)	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助率	補助金等交付申請額 (F×G)	備考
	単価	数量								
			A	B	C	D	E	F	G	H
報償金			36,000		36,000	36,000	/	36,000	2/3	24,000
消耗品費			82,000		82,000	82,000	/	82,000	2/3	54,667
印刷製本費			30,000		30,000	30,000	/	30,000	2/3	20,000
通信運搬費			3,600		3,600	3,600	/	3,600	2/3	2,400
備品購入費			50,000		50,000	50,000	/	50,000	2/3	33,333
保険料			22,400		22,400	22,400	/	22,400	2/3	14,933
使用料及び賃借料			256,000		256,000	256,000	/	256,000	2/3	170,667
合 計	/	/	480,000		480,000	480,000	/	480,000	2/3	320,000

注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。

2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは斜線で抹消してください。

3 「補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入」欄には、補助基本額の算出にあたり寄附金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用してください。

4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載してください。

5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消してください。

6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載してください。

7 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消してください。

## 経費の配分調書

(単位:円)

区 分	補助事業等に要する経費	負 担 区 分			備 考	
		市費補助金等		自 己 負担額		
		申請額	他の補助 金等			
報償費	36,000	24,000		12,000	0	
消耗品目	82,000	54,667		27,333	0	
印刷製本費	30,000	20,000		10,000	0	
通信運搬費	3,600	2,400		1,200	0	
備品購入費	50,000	33,333		16,667	0	
保険料	22,400	14,933		7,467	0	
使用料及び賃借料	256,000	170,667		85,333	0	
合 計	480,000	320,000		160,000		

注1 「区分」欄には、経費名又は細分された項目など補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。

2 「負担区分」欄中「市費補助金等」欄には、区分ごとの交付申請額を記載してください。

3 「負担区分」欄中「その他」欄には、補助事業等に要する経費のうち市費補助金等及び自己負担額以外で支弁する経費(寄付金、収入等)があるときは、その金額を記載し、その内容を「備考」欄に記載してください。

4 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載してください。

## 資金収支計画書

(単位：千円)

科目		月												備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
収入	市補助金							320							
	自己資金							160							
	計							480							
支出	報償費									24			12	36	
	消耗品費									60		22		82	
	印刷製本費							20					10	30	
	通信運搬費									3.6				3.6	
	備品購入費							50						50	
	保険料							22.4						22.4	
	使用料及び賃借料							100					156	256	
	計							192.4		87.6		22	178	480	
収支差額	当月分						287.6		▲87.6		▲22	▲178			
	累計						287.6		200		178	0	480		

注1 この計画書は、補助事業等に係る月別収支計画について作成してください。

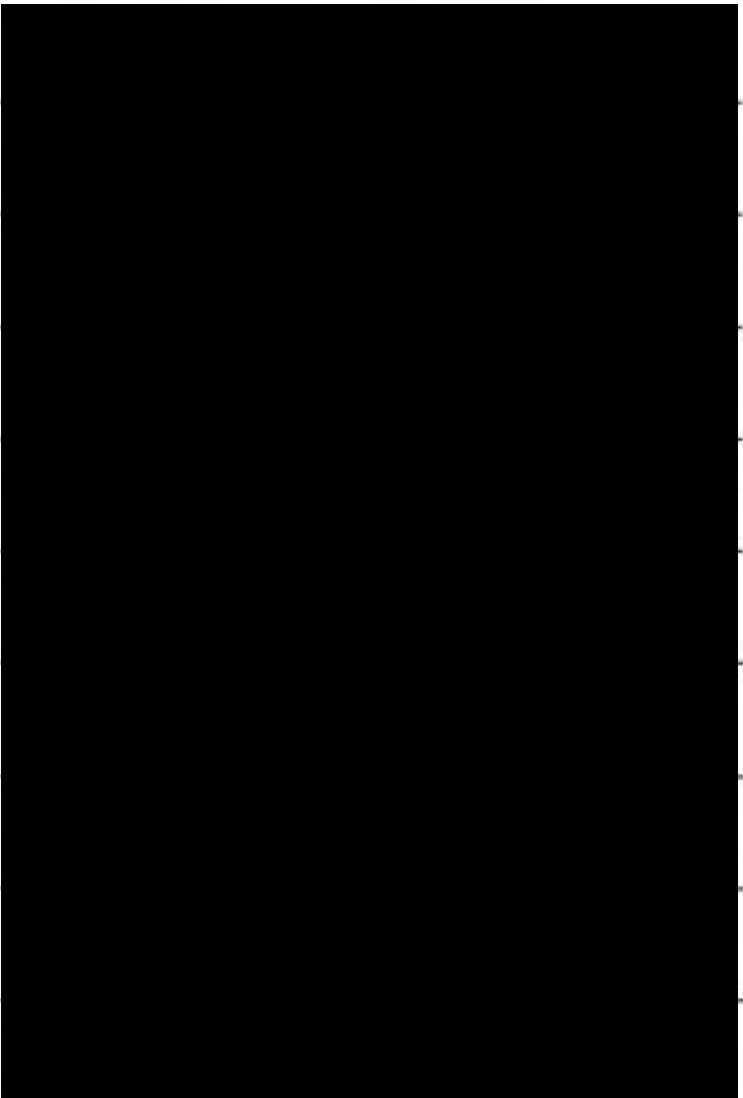
2 当該補助事業等の実施のために借入れた資金がある場合は、「科目」欄に「借入金」と記載し、借入れた月に当該借入金の額を表示してください。

## 団体の概要書

団体の名称 (ふりがな)	特定非営利活動法人 ゆとりの (とくていひえいりかつどうほうじん ゆとりの)		
団体所在地	〒061-1276 北広島市大曲緑ヶ丘5丁目12-1		
代表者氏名	(かいはつ よしひろ) 開発好博		
活動開始年月日	2018年 1月20日		
構成員数	会員数 40人(うち役員数 10人)		
団体の目的	<p>以下三つの柱を中心に活動する。</p> <p>①高齢者に対して、在宅福祉サービス事業や外出援助事業等と連携し、自宅以外の居場所と活動を提供することにより、地域社会の中で自立した生活を送れるのみならず、地域を活性化させる担い手となり活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>②地域住民すべてに対して、地域住民同士が助け合い、高齢者の介護及び介護予防の日常生活支援事業を行うことにより、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>③地域住民すべてに対して、交流の基地としての事業を行い、地域の全体の公益の増進に寄与することを目的とする。</p>		
活動内容、 主な活動実績 (過去3年以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を中心とした健康維持活動および介護予防として「百歳体操、ふまねっと」。認知症予防として「脳トレ」。いずれも北広島市健康ポイント事業と連携して開催。</li> <li>・その他、「大人のための絵本の会、麻雀の会」などを開催。また、語らいの場として「ミニカフェ」も定例で実施中。</li> <li>・また、子供たちの居場所提供として「イチゴ教室」を北広島市及び北広島市教育委員会の後援の下で2022年8月から実施。</li> <li>・その他、居場所づくりや活動の機会として「あぐりサロン」や「木工教室」畑での「農作業体験」、車庫での「木工製品の作成」を行ってきた。</li> </ul>		
年間予算	130万円程度		
担当者 連絡先	(ふりがな) かいはつ よしひろ 氏 名 開 発 好 博	役 職	理事長
	住 所 〒061-1276 北広島市大曲緑ヶ丘5丁目12-1		
	電話番号 011-398-5267 F A X 011-398-5267		
	E-mail tkqwy629@yahoo.co.jp		
URL アドレス <a href="https://yutorinokitahiroshima.hateblo.jp/">https://yutorinokitahiroshima.hateblo.jp/</a>			

提案された協働事業にかかわる役員及び会員名簿

団体の名称 特定非営利活動法人 ゆとりの

(ふりがな) 氏 名	実施上 の役割	住 所 又 は 居 所
かいはつ よしひろ 開発 好博	◎	
かいはつ けいこ 開発 佳子	○	
おおにし としこ 大西 登志子		
にしの きみこ 西野 紀美子		
さとう ゆうじ 佐藤 勇治		
さいとう かずお 斉藤 一夫		
たかはし まさと 高橋 正人		
たかの はやと 高野 勇人		
かたおか めぐみ 片山 めぐみ		
なかむら たくお 中村 拓雄		
記 載 人 数 計	10 人	

※1 提案された協働事業にかかわる予定者をお書きください。

※2 実施上の役割の欄には、提案された協働事業を実施する上での責任者に◎、副責任者に○をお付けください。



**特定非営利活動法人 ゆとりの  
定 款  
【会員用2022年度版】**

## 特定非営利活動法人ゆとりの定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆとりのという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道北広島市大曲緑ヶ丘5丁目12番地1に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者に対して、市が行う在宅福祉サービス事業や外出援助事業等と連携して、自宅以外の居場所を提供したり、高齢者が地域社会の中で自立した生活が送れるのみならず、地域を活性化させる担い手となり活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

また、地域住民すべてに対して、地域住民同士が助け合い、高齢者の介護及び介護予防日常生活支援事業を行うことにより、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、高齢者、要介護者に対して、介護、給食サービスに関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

また、地域住民すべてに対して、交流の基地としての事業を行い、地域の全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 主に高齢者を対象とした各種行事の企画及び運営事業
- ② 地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業
- ③ ②の居場所や環境の発展・推進事業及び啓発事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上

(2) 監事1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠

けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最後の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

#### 第5章 総会

##### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

##### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

##### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 清算人の選任
- (12) 残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要事項

##### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

##### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

##### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

##### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

##### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

##### (表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前条の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議

決に加わることができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

### 第6章 理事会

#### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったと

き。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に係る変更は所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (清算人の選任)

第53条 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く)するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

#### (残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、選定された他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

#### (合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

### 第10章 事務局

#### (事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

#### (職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

2 理事は、事務局長及び職員と兼務することができる。

#### (組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第11章 雑則

#### (細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の2021年7月定期総会以後の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	開発 好博	副理事長	片山めぐみ
理事	染野 雅和	理事	開発 佳子
理事	西野 紀美子	理事	高野 勇人
理事	高橋 正人	理事	中村 拓雄
監事	青藤 一夫		

3 この法人の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 2,000円(個人・団体)  
年会費 3,000円(個人・団体)
- (2) 賛助会員 入会金 5,000円(個人・団体)  
年会費 5,000円(個人・団体、一口)

4 本定款は、平成30年1月23日の設立総会より施行する。

- ・令和元年7月14日定款の一部改正
- ・令和3年7月11日定款の一部改正

これは、当法人の定款である。  
北海道北広島市大曲緑ヶ丘5丁目12番地1  
特定非営利活動法人ゆとりの  
理事長 開発 好博 印

## 2 定款にその他の事業を掲げている場合

2022年度 活動計算書  
2021年7月1日から2022年6月30日まで

特定非営利活動法人ゆとりの  
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	105,000		105,000
正会員入会金	2,000		2,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	18,200		18,200
施設等受入評価益	0		0
3. 事業収益			
ふまねっとサロン事業収益	65,650	0	65,650
ひなたぼっこ事業収益	10,000		10,000
100歳体操事業収益	70,750		70,750
脳トレクラブ	9,600		9,600
まちカフェ	6,700		6,700
ジュニアカフェ	0		0
絵本の会	10,050		10,050
麻雀の会	1,200		1,200
百人一首の会	0		0
その他収益	28,400		28,400
普及啓発事業	0	0	0
4. その他収益			
受取助成金等	100,000		100,000
受取民間助成金	219,000		219,000
受取利息	5		5
雑収益	364,010		364,010
経常収益計	1,010,565	0	1,010,565
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
活動手当	134,800		134,800
人件費計	134,800		134,800
(2) その他経費			
会議費	4,740		4,740
旅費交通費	0		0
賃借料	159,670		159,670
消耗品費	209,158		209,158
印刷製本費	0		0
活動保険料	86,240		86,240
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	6,110		6,110
備品費	117,500		117,500
その他経費計	583,418		583,418
事業費計	718,218		718,218
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	5,000		5,000
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	5,000		5,000
(2) その他経費			
会議費	1,800		1,800
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
光熱費補助	100,000		100,000
支払利息	0		0
事務用品費	3,718		3,718
支払手数料	1,040		1,040
雑費	110,921		110,921
その他経費計	217,479		217,479
管理費計	222,479		222,479
経常費用計	940,697		940,697
当期経常増減額	69,868		69,868
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0		0
当期正味財産増減額	69,868		69,868
前期繰越正味財産額			188,389
次期繰越正味財産額			258,257

※当該年度はその他の事業を実施していません。



2022年度 貸借対照表  
2022年6月30日現在

特定非営利活動法人ゆとりの  
(単位：円)

科目	金額		
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金	11,531		
未収金	0		
北洋銀行普通預金	310,244		
流動資産合計		321,775	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
コンピューター	50,000		
レーザープリンター	15,000		
有形固定資産計	65,000		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	0		
その他特定資産	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		65,000	
資産合計			386,775
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	0		
長期未払金	128,518	128,518	
前受民間助成金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
退職給付引当金	0		
固定負債合計			
負債合計			128,518
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産			188,389
当期正味財産増減額			69,868
正味財産合計			258,257
負債及び正味財産合計			386,775

2022年度 財産目録  
2022年6月30日現在

特定非営利活動法人ゆとりの  
(単位：円)

科目	金額	
<b>I 資産の部</b>		
<b>1 流動資産</b>		
現金預金	11,531	
手元現金	0	
北洋銀行普通預金	310,244	
未収金		
流動資産合計		321,775
<b>2 固定資産</b>		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	50,000	
レーザープリンター	15,000	
歴史的資料	評価せず	
有形固定資産計	65,000	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	0	
財務ソフト	0	
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	
その他特定資産	0	
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		65,000
<b>資産合計</b>		<b>386,775</b>
<b>II 負債の部</b>		
<b>1 流動負債</b>		
未払金	0	
長期未払い金	128,518	
預り金		
源泉所得税預り金		
流動負債合計		128,518
<b>2 固定負債</b>		
長期借入金	0	
固定負債合計		0
<b>負債合計</b>		<b>128,518</b>
<b>正味財産</b>		<b>258,257</b>

2022年度事業報告書  
2021年7月1日から2022年6月30日まで

1 事業実施の方針

創立4年目は、コロナ禍の中でも事業の継続・整備することに重点をおく。また、NPO法人の活動基盤を充実させるため、行政および民間のさまざまな情報、資料の収集に力を入れる。また、定期便のお知らせや役員・理事会報告などを発行し、会員相互の活動の共有をはかりたい。さらに、ガイドブックやホームページを作成する等普及啓発活動を通じて、幅広く市民団体やNPOに関心のある個人への周知をはかる取り組みをしたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施回数	実施場所	従事者の べ人数	受益対象者 の範囲及び のべ人数	事業費 決算 (千円)
(1)特①定非営利活動に係る事業	【ふまねっとサロン】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	69回	地域のあそび場 ゆとり	221人	北広島市大曲周辺地域の住民 約392人	※以下 別途 まと めて 750. 449
(1)特定非営利活動に係る事業	【サロンひなたぼっこ】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行	8回	北広島市大曲会館	39人	北広島市大曲周辺地域の住民 約42人	
(1)特定非営利活動に係る事業	【いきいき百歳体操】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	60回	地域のあそび場 ゆとりの	16人	北広島市大曲周辺地域の住民 約413人	
(1)特定非営利活動に係る事業	【麻雀を楽しむ会】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	1回	地域のあそび場 ゆとりの	2人	北広島市大曲周辺地域の住民 約12人	
(1)特定非営利活動に係る事業	【大人のための絵本の会】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	9回	地域のあそび場 ゆとりの	40人	北広島市大曲周辺地域の住民 約39人	
(1)特定非営利活動に係る事業	【百人一首を楽しむ会】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	実施なし	地域のあそび場 ゆとりの	人	北広島市大曲周辺地域の住民 約0人	
(1)特定非営利活動に係る事業	【ほがらか脳トレ】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	9回	地域のあそび場 ゆとりの	35人	北広島市大曲周辺地域の住民 約48人	
③の居場所や環境の発展・推進事業及び啓発事業	様々なNPOの活動内容の情報収集とそれを参考にしながらガイドブックなどの作成	実施なし	地域のあそび場 ゆとりの	人		

②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	まちカフェ、ジュニアカフェの開催及び菜園の開園に向けての準備会	実施なし	地域のあそび場ゆとりの	人	北広島市大曲周辺地域の住民 約0人
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	【ジュニアカフェ】 小中学生を中心に企画から実施までを子どもたちの主体で行うことで居場所やコミュニケーションを育てる。	実施なし	地域のあそび場ゆとりの	人	北広島市大曲周辺地域の住民
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	【まちカフェ】 主に高齢者で企画運営しながら、地域の居場所づくりを行う。 当面は、ミニカフェとして実施	7回	地域のあそび場ゆとりの	14人	北広島市大曲周辺地域の住民 約20人
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	【菜園・ゆとりの環境づくりの会】	実施なし	地域のあそび場ゆとりの	人	北広島市大曲周辺地域の住民
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	「絵本読み聞かせの会」 入学前後の子どもと親に絵本の読み聞かせと歌を歌う。	実施なし	北広島市(NPO法人ゆとりの)	人	北広島市大曲周辺地域の住民
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	【楽しい日】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、また世代を超えて地域の居場所づくりのために、「楽しい日」と称して各種企画ものを行う。	14回	北広島市(NPO法人ゆとりの)	54人	北広島市大曲周辺地域の住民 約75人
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	【あぐりサロン】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、また世代を超えて地域の居場所づくりのために行う。	6回	北広島市(NPO法人ゆとりの)	12人	北広島市大曲周辺地域の住民 約20人

### 3. その他の事業 実施せず

## 2022年度決算

収入の部		22年度予算	22年度決算	差引	備考
0. 繰越金		251,907	251,907	0	
1. 会費	正会員	120,000	105,000	15,000	
	入会金	4,000	2,000	2,000	
	賛助会費	0	0	0	
2. 寄付		10,000	18,200	(8,200)	
3. 事業費	ふまねっと	90,000	65,650	24,350	
	ひなたぼっこ	13,000	10,000	3,000	
	百歳体操	100,000	70,750	29,250	
	脳トレ	10,000	9,600	400	
	まちカフェ	200,000	6,700	193,300	
	ジュニアカフェ	5,000	0	5,000	
	絵本の会	12,000	10,050	1,950	
	麻雀の会	10,000	1,200	8,800	
	百人一首	5,000	0	5,000	
	その他	10,000	28,400	(18,400)	
	4. その他	その他(自己資金)	15,000	0	15,000
補助金(道社協)		0	0	0	
助成金(北広島市)		250,000	319,000	(69,000)	ボランティア団体助成
利息		10	5	5	
雑収入		200,000	364,010	(164,010)	野菜等の販売等
経常収益計		1,305,917	1,262,472	43,445	

支出の部		22年度予算	22年度決算	差引	備考
1. 事業費					
(1)人件費					
	報償費(道社協)	5,000	0	5,000	継続費
	①活動手当	200,000	134,800	65,200	ゆとりの活動スタッフ
	②福利費	0	0	0	
(2)その他経費					
	③旅費交通費(道社協)	5,000	0	5,000	継続交通費
	④会議費	8,000	4,740	3,260	
	⑤賃借料	10,000	9,670	330	大会会場等
	⑥消耗品費	250,000	209,158	40,842	食費手代
	消耗品費(カフェ)	150,000	0	150,000	
	備品購入費(カフェ)	46,000	117,500	(71,500)	カフェ等に関係する備品
	印刷製本費	20,000	0	20,000	
	保険料(まちカフェ)	0	0	0	
	保険料(ゆとりの全般)	158,000	86,240	71,760	活動参加者への保険料
	通信運搬費	0	6,110	(6,110)	関係者郵送連絡等
	賃借料	150,000	150,000	0	ゆとりの使用料
2. 管理費					
(1)人件費					
	⑦役員報酬	5,000	5,000	0	理事長分
	福利費	0	0	0	
(2)その他経費					
	⑧会議費	10,000	1,800	8,200	
	⑨光熱費補助	100,000	100,000	0	ゆとりの用
	⑩事務用品費	10,000	3,718	6,282	
	⑪租税公課	0	0	0	
	⑫支払手数料	2,000	1,040	960	
	⑬雑費	100,000	110,921	(10,921)	環境整備等
経常費用計		1,229,000	940,697	288,303	

収入(E23) - 支出(E53) = 23年度繰り越し予定 (6/13現在)

1,262,472 940,697 321,775

# ゆとりので 幸せになれる

北海道北広島市

子供、大人、病気や障害があっても笑顔が集まる『地域のあそび場 ゆとりの』みんなが幸せな気持ちになれる場所であり私たち包括の活動拠点でもあります。

子供が主役となり、ホワイトデーや母の日に手作り菓子を作りました。心を込めたメッセージカードも一生懸命書きました。



誰でも演奏できるピアノがあります。お母さんが息子さんの大好きな曲を演奏してくれました。



コロナ前は大人たちが集まり、自家製のピザ窯を利用してピザパーティーをおこない、親睦を深めました。



## 『ゆとりの』 ご紹介

<https://yutorinokitahiroshima.kateblo.jp>

利用の中心は高齢者であります。小学校の夏休みや冬休みに自由研究の取り組みや、言語聴覚士による子供たち向け「口の体操」を実施しました。「ゆとりの」では学校などでは経験できないことができるため、子供たちにも楽しみの場所として定着しています。次は「寺子屋」スタイルで高齢者が子供に何かしら教えてもらう場を設けたいと考えています。



従来の取り組み（ふまねっと、百歳体操）も屋外でおこなうことで感染予防対策が万全です。



口の体操



自由研究

### 地域包括支援センターのサポート①

ゆとりの利用されている方を包括の広報誌にて取材。活動や人としての魅力を発信しました。「人争奪」と称したこの企画は好評で地域で暮らす魅力ある人を順次紹介しており、将来的には出版を目指しています。

#### にしタイムス

「地域包括支援センター」人争奪企画  
魅力ある人々を順次紹介する



### 地域包括支援センターのサポート②

活動の様子を動画にしてたくさんの人に知ってもらえるようYouTubeチャンネルを開設しました。



地域のあそび場 ゆとりの



NPO法人ゆとりの

みんな  
おいでよ!

# イチゴ教室



(開発宅) 大曲緑ヶ丘5丁目12-1

◆イチゴ教室は、毎週水曜日  
14時30分～17時30分の間

◆参加費は無料

◆参加してみたい人は、  
まず電話をください。

**080-5581-4711**

(ゆとりの 開発)

◆場所 大曲緑ヶ丘5丁目12-1



早口言葉や百ます計算



## ◆◆◆ 自習時間

宿題や自分で持ってきた勉強をしよう。  
大学生などがアドバイスしてくれます

## ◆◆◆ 「発見ノート」で交流しよう

最近発見したこと、不思議だと  
思ったことを教えてね



## ◆◆◆ 今日は何しよう!?

ボードゲームやパズル、  
ミニサッカー、バドミントン  
などであそぼう!



## さいごは今日の振り返り



## ◆◆◆ スペシャルな 取り組みもあるよ! ◆◆◆

時間をかけて、みんなで  
やりたいことや作りたい  
ものに取り組みよう!  
土日や夏休み、冬休み、  
みんなが集まるときに、  
料理、花畑づくり、  
木のおもちゃづくりなど  
やってみよう!



木で工作したり  
小さな子どもと  
遊んだり。

地域のお遊び場



◆後援 北広島市・  
北広島市教育委員会

# 子ども向け教室始動

## NPO ゆとりの

【北広島】市内大曲緑ヶ丘の一軒家を開放して高齢者らの集いの場作りを行うNPO法人「ゆとりの」で、新たに子どもを対象にした取り組み「イチゴ教室」が始まった。自習をしても、友人と遊んでも良い場所になりたいという。元中学校教諭で同法人の開発好博理事長(68)は「子どもの居場所の一つに育てていきたい」と定期的に続けていく考えだ。

(後藤耕作)



「イチゴ教室」子どもたちと遊ぶ開発さん(右)

## 「居場所 育てたい」

「『お』から始まる飲み物は?」「オレンジジュース!」。25日午後3時、ゆとりのの居間で、放課後の時間を使って参加した小学生2人が元気に遊んでいた。大曲東小1年の男児は平仮名1文字から連想するカードゲームの後、庭で簡易的なボールリングにも挑戦して、「また来週も参加したい」と話していた。

同法人は、高齢者の居場所作りが必要と2018年に開発さん夫婦らで設立した。今は理事9人と会員約40人がいて、地域住民向けに週4日ほど体操やミニカフェなどを開いている。ゆとりのの建物は、開発さんの「元実家を使っている」。

「イチゴ教室」は午後1時~5時に集い、前半は高齢者が利用し、後半は子どもたちが「自習学習」に使ってもらおうと命名した。社会福祉を学ぶ大学生や放課後に学習支援を行う団体などが運営を補助し、独立行政法人福祉医療機構が

らの助成金を学生らの人件費に充てるといふ。

開発さんは、教員経験を生かし、当初から自習などを教える「民間の寺子屋」(開発さん)も開きたかったが、新型コロナウイルス流行で断念。ただ札幌で介護予防運動を広めるNPO法人「ふまねっと」が子どもの居場所作りを始めることを知り、「イチゴ教室」開始に踏み切ったという。

ふまねっとは9月1日、コロナ禍で孤立がさらに深刻な問題となったこともあり、札幌市白石区の同法人事務所での初回の取り組みを開く。ふまねっとの北沢一利理事長は「気軽に遊びに来られる場所になれば成功。もし孤立した時に『あそこに行ってみよう』と思いつける選択肢になる」と語った。

ゆとりのでは、毎週木曜日にイチゴ教室を行う。10人程度まで参加でき、参加費は100円(18歳以下は無料)。事業は市や市教委が後援している。6歳未満は保護者同伴などのルールがあり、問い合わせはゆとりの、電話080・55581・4711へ。

店舗。昨年3月には

札幌軟石と姉  
美しさ注目

百合が園

葉の色や模様は特  
る植物「カラーリーフ  
鉢や花壇の飾りに利用  
札幌軟石が共演する  
「軟石と植物展」が、北  
北区の百合が園公園内  
のセンター大温室で開  
ている。

同公園を管理する市  
緑化協会の主催。札幌  
は、支笏湖周辺の火山  
火によって生み出され  
結晶灰岩で、切り出し

新任米首席領  
札幌市長を訪

今月着任した札幌  
総領事館のマーク・ウ  
ルス首席領事(45)が30日  
新任あいさつのため札幌  
役所を訪れ、秋元克広市  
と面会した。

ウエベルス首席領事は  
アリゾナ州出身で、20  
6年に米國務省に入省。  
任地は同省台湾部副部  
で、大阪や中国・上海な  
でも勤務経験がある。  
ウエベルス首席領事は



# 地域のあそび場 ゆとりの

## こんな場所あったらいいなあ こんなことできたらいいなあを

2023 4 末【卯月】

# お知らせ第51弾!

□世代を超えて集まれる場所づくり、やってみたいことを可能にする「NPO法人ゆとりの」

□場所は大曲緑ヶ丘5丁目12番1の1帯(開発宅と庭、築山、裏の畑や車庫など全面的に開放)

<https://yutorinokitahiroshima.hateblo.jp>



## ゆとりのの活動

### 青空の元でを基本に

去年の今頃は、やっとまん延防止が解除になったことがニュースでしたが、今年はまだもなく、5類相当になり、いわゆるインフルエンザなどと同じ扱いになるということです。とは言え全くノーマスクにはもう少し時間がかかりそうです。

インフルエンザとてもなかなか罹患したくないものです。なのでマスクや手指消毒などは、予防効果があるのでゆとりのでも継続していただきたいものです。しかし、一方では活動も少しずつ緩やかに、かつてような賑わいを取り戻した新たな動きも作っていききたいと思います。

◆4月の活動から のべ207人  
百歳体操 68人 ふまねっと 75人 脳トレ 12人  
ミニカフェ14人 絵本の会 11人 ひなたぼっこ  
10人 麻雀の会 9人 イチゴ教室(子供版) 8人参加

◆5月の取り組みからはじめての

◆スマホ教室 5/16(火)13:30-15:30  
5/25(木) 10:00-12:00

スマホの基礎の基礎的な内容で、ソフトバンクの講師の方が教えてくれます。もう使っている方、これからどうかなとお考えの方参加してみませんか?

一人に一台、練習用のスマホを用意しますので、今現在持っていない方でも準備はいりません。基礎的なことですが、意外と知らなかったスマホの機能も知ることができます。2日間とも同じ内容です。2回参加も可能です。

◆LINE(ライン)教室 5/8 5/29(火)13:30-15:30

一度覚えてしまうと、スマホの持っている機能をまとめていろいろなことができます。しかもそんなに難しくはありません。電話を掛けたり、メールを送ったり、写真や動画を送ったり送ってもらったりなどこれ一つで。しかも、グループを作れば一斉に全員にお知らせを発信したりすることも。しかも無料で! 教えてくださるのは、

北広島にし高齢者支援センターの高橋正人さん  
北広島市社会福祉協議会の小山祐司さんです。



今年もアミガサタケ  
庭に登場→



ご自分のスマホをご持参 **ゆとりのボーイ春!** ください。また、2回とも参加しても可能です。これを機会にできること増やしましょう!

◆花王セミナー・口腔ケア教室

5/24(水)11:00-12:00

健康のためには歯やお口のケアが大事。自分でお口の健康を守るためのケアの方法を、花王の専門家に学びます。

◆5月は諸々活動スタート

やっと外の活動がしやすい時期になってきました。

①青空の下で、ふまねっと、百歳体操、脳トレ  
今年も積極的に天気の良い日は青空の下で行います。外のいい空気を吸いましょう。

②あぐりサロンも始動開始

苗を育てる作業はすでに始まっています。これからはまず畑などの準備です。昨年のもので畑に残っている残滓の撤去→基本的な肥料(石灰、あしるのめぐみ、鶏糞、ヨウリンなど)などを適宜畑の状況に応じて撤きます。→第1回目の畑の耕作。

一方で、花壇などの花類は適宜移植したり、タネを蒔いたりします。どれも人手が必要です。野菜の種蒔きや苗の移植は5月末、遅いものは6月初めを考えています。最低気温が連日10度以下にならなくなったらです。

③ゆとりのの環境整備について

各種活動に並行して、ゆとりのの環境整備を行います。室内の植物で、外に出せるものは外へ、庭にはベンチなどを置きますが、ペンキを塗り替えたり、修繕したりします。その他いろいろあります。

④その他、ドローン体験会など新しい企画も検討中です。乞うご期待!

⑤菊芋掘り隊やってきて最初の収穫

「カレイドスコープ」という就労支援の皆さんが、菊芋収穫にやってきました。まだたくさん残っているのでご希望

■各種お問合せは、ゆとりの直通電話 080-5581-4711

の方は遠慮なく。

# 地域のおそび場 ゆとりの

こんな場所あったらいいなあ  
こんなことできたらいいなあ

# お知らせ第48弾

2023.2【如月2月】



□世代を超えて集まれる場所づくり、やってみたいことを可能にする「NPO法人ゆとりの」  
□場所は大曲緑ヶ丘5丁目12番1の1（開発宅と庭、築山、裏の畑や車庫など全面的に開放）  
<https://yutorinokitahiroshima.hateblo.jp>

## 今年も早2月 この後を考えなければ

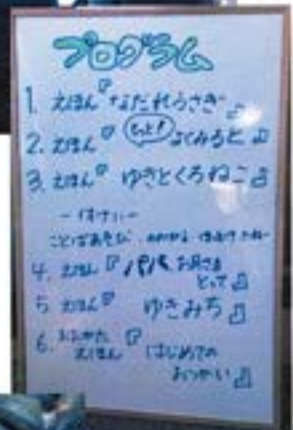
さすがに立春ともなれば続いた寒さも幾分春めく瞬間がみられるようになってきました。雪も昨年と比べればかなり少なく感じます。もっともこれは降るタイミングが昨年のように極端に集中していないせいで、積雪量としては例年並みに戻ったそうです。ということでこのまま本格的な春を迎えたいものですが…

さてゆとりのでは役員・理事会を1/29に開催したところ次年度にかかわることが話題になりました。そんな時期になってきました。巷間ではコロナに加えて、インフルエンザのことも取りざたされる昨今、一層感染予防に留意してお過ごしくください。

- ◆1月の活動から のべ208人
- 百歳体操50人 ふまねっと79人 脳トレ 9人
  - ミニカフェ17人 絵本の会 10人
  - ひなたぼっこ 17人 麻雀の会 10人
  - イチゴ教室(子供版)参加(幼3小9中4) 16人

### ◆役員・理事会<1/29>から

- ①コロナ禍での活動  
第8波ということらしいのですが、ゆとりのとしては感染予防をしながら継続中。ワクチン接種のことが話題になりますが、皆さん着々と接種しているようです。合わせて、インフルエンザのワクチンの方も忘れなく。
- ②イチゴ教室のその後  
土曜日にしたために徐々に参加者も増えてきました。一回の参加者は10人程度がちょうどいい感じ。さて1月からは、到着したら、「早口言葉、言いにくい言葉」などを各自ウォーミングアップ、みんなが揃ったところで、例題にチャレンジ。そして、宿題があれば大学生のお姉さんたちに応援してもらって学習しますが、今は各自一斉に「100マス計算」にチャレンジ。



さてそれからはお待ちかねの「今日は何を ゆとりのボーイ冬 する？」でお楽しみの時間に。主に、グループになって卓上ゲーム、かるた、椅子とりゲームなどを行っているうちにあっという間にお終いの時間になってしまいます。最後は、振り返りをノートに記入し、おやつをもらって解散、というのがだいたい最近のメニューです。



また、2月に入ってから、「ゆとりの発見ノート」と題して、各自この一週間のなかで発見したこと、不思議だなと思ったことを披露し合い、皆で話し合ったり考えたりするという活動も取り入れています。これが意外性がある大人も子供も知的好奇心をくすぐるものであれば、「大発見」と認定されノートに記録されるというものです。

◆4月からの課題について  
少しずつ定着しつつある「イチゴ教室」ですが、「NPO法人ふまねっと」と連携して立ち上げましたが、補助をいただいていた取り組みは3月末まで。理事会としては、補助がなくなったあとも、ゆとりののもつ物理的、人的資源を活用して継続の方向でという声があり、早速そのためのアイデアも出ました。2/11に関係者会議を開いて再度具体的に検討する予定です。

＜ゆとりの一押し！＞  
「万次郎カボチャ」といい、見ての通りラグビーボールのような形で、1個5～8kgもあり、保存期間も約1年！最高糖度は24度とも。ネットリ系です。収穫して約4ヶ月、まだまだ甘くなりつつあります。いかがですか！切り売りもしています。お問合せください。

各種お問合せは。  
ゆとりの直通電話  
080-5581-4711



【ふまねっと】  
参加者もまた増えてきて、  
いつも笑いが絶えません。



【百歳体操】この習慣が、基本的な  
体力を維持します



【大人のための絵本の会】  
毎回、懐かしい昔のことや生まれ  
育った場所などの話に盛り上  
がります。



【ふまねっとスマイル】  
大曲会館でも  
開催されるふまねっと



【ひなたぼっこ】  
こちらも大曲会館で。

